

収入減少を理由にした国保料減免についての要請

①収入減少を理由とした保険料減免

現行の収入減少を理由とした保険料減免基準は、「(所得ではなく)収入の減少が見込まれ、収入が3割以上減少などの3要件をすべて満たした場合」とされている。しかし、3要件をすべて満たしているにも関わらず、減免額算定の計算式が、「前年所得がゼロの場合には減免が受けられない計算式」とされているのは制度的不備である。

収入減少の減免基準を満たしているのに、「前年所得あり」の世帯よりも低所得の「所得ゼロ世帯」が減免されないのは、制度の建て付け上、矛盾している。

昨年11月26日の中央社保協による厚労省要請の際、「前年所得ゼロの世帯は法定減額で既に7割軽減されている」との返事があったが、法定減額は3割負担がかかり、全額免除とならない。

愛知の後期高齢者の実績では、減免された被保険者の8割が全額免除になっている。

2020年2月に遡及して是正を求めたい。

②2021年度の収入減少を理由とした保険料減免の要件

2021年(令和3年)3月12日の事務連絡で示された「2021年度の収入減少による保険料減免の要件」が、現行制度と同じ「前年収入が3割以上減少」とされているが、2021年度の収入減少は、前年収入でなく、コロナ感染の影響のなかった2019年度収入からの減少とすべきでないか？

③2021年度の収入減少を理由とした保険料減免の国庫補助割合

現行制度は全額国庫負担であり、2021年度も同様とすべきである。2021年度の国庫補助割合を減少させた理由は？

愛知社保協副議長 澤田和男